

監査公表第 577 号

平成 13 年 3 月 19 日監査公表第 445 号において公表した平成 12 年度包括外部監査の結果に基づき講じた措置について、地方自治法第 252 条の 38 第 6 項の規定により、京都市長から通知があったので、次のとおり公表します。

平成 19 年 12 月 17 日

京都市監査委員 椋 田 知 雄  
同 柴 田 章 喜  
同 江 草 哲 史  
同 出 口 康 雄

平成 12 年度包括外部監査結果に対する措置状況  
「公の施設の管理委託に関する事務及び管理受託に関する事務」

勧業館について

(産業観光局－1)

監 査 の 結 果
<p>P58 &lt;改善を要する事項&gt; 契約に関する規定がないのは、株式会社は営利法人であり、公益法人と異なり、経済性を重視する私法人であるので契約にあたっては競争の原理を導入するのは当然のこととされているものと思われる。 しかし、京都市が 56.6%出資しており、勧業館の管理受託事業が株式会社の事業の大部分を占めている実態があることを考えると契約に関する内部基準を明確にすべきである。</p>

講 じ た 措 置
<p>平成 15 年 3 月に「契約事務規程」を定め、物件等の発注に伴う契約の締結については、原則、指名競争入札に依るものとし、随意契約とする場合の基準についても同規程において明確にした。</p>

監 査 の 結 果
<p>P76 &lt;改善を要する事項&gt;</p> <p>2 特に全体の利用料金収入に占める健康度測定収入の割合が5%ということは、早急に対応が迫られている。当初の設備投入額は、一件当たり20万円以上のものだけを集計しても227,873千円に達し、同程度のものを再調達する場合には、多額の資金が新たに必要となってくる。健康づくり協会の目的である、市民が安全で効果的な健康づくりが行えるような環境整備を整えるために、同程度の医療機器を再調達する場合京都市の財政負担は、驚くべき高額になると考察される。</p> <p>健康度測定事業の存続の可能性も含め、利用効率、経済効率、有効性の観点から現在の施設を有効に活用する方法等、柔軟な思考のもとに検討を行い、市民の健康と福祉の向上という視点から、早急に真剣な議論を行って判断されたい。</p>

講 じ た 措 置
<p>健康増進センターの設置のコンセプトである医療と運動の連携という観点から、健康度測定事業は、受診者の医学的検査、食生活状況調査、運動機能及び体力測定を行い、健康度を把握するとともに、その測定結果に基づいた運動・休養・医学の生活プログラムを作成し、実践的な指導助言を行うものものとして実施してきた。</p> <p>平成16年4月から医療機器や医療スタッフを活用して、保険診療を併せて実施した結果、平成11年度に比べ収入が倍増する等の効果をあげてきている。</p>

(監査事務局第一課)